

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人三恵会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 役員については、各年度の総額が37,000,000円を超えない範囲とする。
- (2) 理事長及び業務執行理事については、別表1により報酬を支給する。
- (3) (2) 以外の理事については、別表2により報酬を支給する。ただし、理事会、評議員会が同日に開催された場合は、重複しての支給はしない。
- (4) 監事については、別表3により報酬を支給する。ただし、理事会、評議員会が同日に開催された場合は、重複しての支給はしない。
- (5) 評議員については、別表4により報酬を支給する。
- (6) 定款第28条第2項及び第13条第4項に規定する決議の省略手続きを実施した場合の出席報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に支給する報酬は次のとおりとする。

- (1) 理事の業務報酬については、法人職員の支給方法及び支給日に準ずる。
- (2) 理事会又は評議員会の出席報酬については、理事会又は評議員会への出席の都度支給し、監事監査報酬については、当該業務が終了した日に支給するものとする。
- (3) 法人職員を兼務する理事が、就業時間中に理事会または評議員会に出席する場合は、法人の「職員の職務専念義務免除の取扱いについて」を適用するものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月3日から施行する。

社会福祉法人三恵会役員報酬規程（平成16年4月1日施行）は廃止する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月31日から施行する。

別表1、理事（第3条（2）関係）

名 称	報酬（月額）
理事長報酬	600,000円
副理事長報酬	500,000円
専務理事報酬	725,000円
常務理事報酬	700,000円

別表2、理事（第3条（3）関係）

名 称	報酬
理事会・評議員会出席報酬	12,000円

※上記の金額は源泉所得税額を控除した金額とする。

別表3、監事（第3条（4）関係）

名 称	報酬（日額）
理事会・評議員会出席報酬	12,000円
監事監査報酬	15,000円（半日につき）
上記のほか、法人及び施設業務	5,000円

※上記の金額は源泉所得税額を控除した金額とする。

別表4、評議員（第3条（5）関係）

名 称	報酬
評議員会出席報酬	12,000円
上記のほか、法人及び施設業務	5,000円

※上記の金額は源泉所得税額を控除した金額とする。